

第31回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年12月25日(木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- |     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                               |     |
| 第 2 | 会期決定について                                     |     |
| 第 3 | 会務報告   |     |
| 第 4 | 報告第 69号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る<br>あっせん委員の指名について | 1件  |
| 第 5 | 報告第 70号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について                 | 3件  |
| 第 6 | 議案第156号 農用地の賃貸借に係る合意解約について                   | 4件  |
| 第 7 | 議案第157号 農業振興地域整備計画の変更について                    | 1件  |
| 第 8 | 議案第158号 農地法第3条の規定による許可申請について                 | 1件  |
| 第 9 | 議案第159号 農地法第5条の規定による許可申請について                 | 1件  |
| 第10 | 議案第160号 農用地の買入協議に係る要請について                    | 2件  |
| 第11 | 議案第161号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について               | 19件 |

○出席委員(16名)

- |     |         |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 平山 正志 君 | 2番  | 澁谷 洋 君  | 3番  | 大泉 義明 君 |
| 4番  | 小野寺典男 君 | 5番  | 佐藤 松喜 君 | 6番  | 渡邊 裕義 君 |
| 7番  | 森田 享子 君 | 8番  | 舟山 珠代 君 | 9番  | 津野 齊 君  |
| 10番 | 甲斐やす子 君 | 11番 | 笛木 眞一 君 | 12番 | 山本 政弘 君 |
| 13番 | 熊谷 英二 君 | 14番 | 嶋中 勝 君  | 15番 | 遠藤 聡 君  |
| 16番 | 佐藤 徳市 君 |     |         |     |         |

○議事参与の制限を受けた委員(3名)

- 番 ●● ●● 君      ●番 ●● ●● 君      ●番 ●● ●● 君

○欠席委員(0名)

○その他出席者

- |      |         |       |         |
|------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 村山 尚 君  | 事務局次長 | 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 | 工藤 理恵 君 | 農地係長  | 青島 雅明 君 |
| 主任   | 湊谷 沙紀 君 |       |         |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第31回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時18分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・嶋中君                      15番・遠藤君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第31回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第69号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第69号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第69号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 63.2h a

指名年月日 令和7年11月26日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第69号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第70号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第70号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第70号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

報告年月日 令和7年12月15日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ660

現況地目 畑

面積 217,520㎡

価格 6,688,000円

譲受人氏名 株式会社●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

報告第70号、番号1について報告いたします。

令和7年12月15日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号2を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

報告年月日 令和6年12月3日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ 2 6 5 - 2

現況地目 畑

面積 19,615㎡外 8 筆、合計面積199,931㎡

価格 5,865,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字オソツベツ 2 6 5 - 1

現況地目 畑

面積 36,591㎡外 2 筆、合計面積51,201㎡

価格 1,709,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号 2 につきましてはあっせん委員であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2 番・澁谷君。

○2 番（澁谷洋君） 2 番、澁谷です。

報告第 7 0 号、番号 2 について報告いたします。

この案件につきましては、令和 6 年 8 月 2 9 日に現地調査を行い、土地の価格を決定いたしました。

その後、所有者がお亡くなりになり、所有者の配偶者が相続しましたので、改めて所有者の配偶者からあっせん申し出を受け、価格を提示し譲渡の承諾を得ました。

令和 6 年 1 0 月 2 日に第 2 回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しておりましたので、地域の同意の上改めて決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、2 番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 は報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号 3 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字栄218-7

現況地目 畑

面積 139,882㎡

価格 4,087,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

報告第70号、番号3について報告いたします。

令和6年12月4日に、森田委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年2月12日に磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催しましたが、不調となりました。

令和7年4月22日に、大泉委員、森田委員、笛木委員、嶋中委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で標茶町役場において第3回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第70号、番号1から番号3まで、内容3件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第156号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第156号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内

容 4 件を議題と致します。

お諮り致します。

審議の都合上、番号 3 と番号 4 は同様の案件のため、一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか？

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 3 と番号 4 は同様の案件のため、内容 2 件を一括議題と致します。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第 1 5 6 号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり 7 件となっております。

番号 1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野 6 9 6。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、73,930㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和 6 年 1 2 月 3 0 日。

契約期間、令和 6 年 1 2 月 3 0 日から令和 1 6 年 1 2 月 2 9 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 7 年 1 1 月 2 8 日となっております。

なお、番号 1 については笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 1 番・笛木君。

○1 1 番（笛木眞一君） 1 1 番、笛木です。

議案第 1 5 6 号、番号 1 について説明させていただきます。

1 2 月 1 7 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1 1 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号2

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内原野北3線133-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、17,749㎡外3筆、合計面積は131,871㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和6年4月30日。

契約期間、令和6年4月30日から令和11年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年11月28日となっております。

なお、番号2については遠藤委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 15番・遠藤君。

○15番(遠藤聡君) 15番、遠藤です。

議案第156号、番号2について説明させていただきます。

12月17日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして、番号3と番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号4以下、●●●●さんと省略いたします。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野29-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、41,545㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和7年8月12日。

契約期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年12月11日となっております。

番号4については、賃借人、賃貸人を説明し、他の項目については番号3と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号4

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●さん。

なお、番号3と番号4については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3と番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第156号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第157号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第157号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

議案第157号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字阿歴内原野北3線182番2。

現況地目、畑。

面積、45,227㎡の内3,495.87㎡。

事業計画の名称、倉庫建設事業。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、倉庫294.84㎡、法面用地749.11㎡、作業兼通路用地2,451.92㎡。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野斉君） 9番・津野です。

議案第157号、番号1について報告を致します。

令和7年12月12日に、小野寺委員、甲斐委員、山本委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の1ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、倉庫建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第157号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第158号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第158号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第158号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線48-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、20,429㎡外13筆、合計面積は59,187㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金、2,045,574円。

譲受人構成員2名。

農地は1,173,531㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、舟山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8番・舟山君。

○8番（舟山珠代君） 8番・舟山です。

議案第158号、番号1について報告致します。

令和7年12月18日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

以上をもって、議案第158号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第159号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第159号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第159号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号 1

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇阿歴内原野北 3 線 1 8 2 - 2 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、3,495.87㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、倉庫建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

倉庫294.84.05㎡、法面用地749.11㎡、作業兼通路用地2,451.92㎡。

調査委員は、小野寺委員、津野委員、甲斐委員、山本委員。

調査結果につきましては津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9 番・津野君。

○ 9 番（津野齊君） 9 番・津野です。

議案第 1 5 9 号、番号 1 について報告いたします。

令和 7 年 1 2 月 1 2 日に、小野寺委員、甲斐委員、山本委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の 1 ページから 6 ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に倉庫建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました 9 番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第159号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第160号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第160号、農用地の買入協議に係る要請について、内容2件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第160号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法同条同項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり2件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和7年4月21日。

土地の所在、字オソツベツ472-7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積86,638㎡外10筆、合計面積は498,801㎡。

続きまして、

番号2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和7年10月8日。

土地の所在、字チャンベツ19-21。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積48,272㎡外11筆、合計面積は224,765㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第160号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第161号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第161号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容19件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号4と番号5、番号6と番号7、番号14と番号15、番号16と番号17、番号18と番号19は同様の案件のため、一括審議に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか？

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4と番号5、番号6と番号7、番号14と番号15、番号16と番号17、番号18と番号19は同様の案件のため、内容10件を一括議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第161号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり19件となっております。

#### 番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字栄218-7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、139,882㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和8年1月16日。

対価の支払い期限、令和8年3月13日。

価格、4,087,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2については、利用権の設定等をする者、利用権の設定等に係る土地の表示、価格を説明し、他の項目については番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ265-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、39,591㎡外11筆、合計面積251,132㎡。

価格、7,574,000円。

なお、番号1と番号2については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号3を議題と致します。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ660。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、217,520㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和8年1月16日。

対価の支払い期限、令和8年2月27日。

価格、6,688,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号3については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして、番号4と番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野128-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積66,070㎡外17筆、合計面積384,473㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年1月16日から令和18年1月15日。

金額、年間1,191,866円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号5については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号4から番号5については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第160号、番号4から番号5について報告いたします。

12月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号6と番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野15-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積20,000㎡外3筆、合計面積68,022㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年1月16日から令和18年1月15日。

金額、年間210,868円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号7については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号6と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号6から番号7については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第160号、番号6から番号7について報告いたします。

12月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7まで、内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号8から番号13まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号８から番号１３まで内容６件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号８

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野１５－１の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積22,734㎡外２筆、合計面積93,394㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和８年１月１６日から令和１８年１月１５日。

金額、年間260,000円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号９から番号１３については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号８と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号９

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん、番号１０以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野１５－１の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積22,734㎡外２筆、合計面積93,394㎡。

金額、年間260,000円。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

番号１０

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野６８０－２。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積33,649㎡外１筆、合計面積70,008㎡

金額、年間215,000円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

番号１１

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野 6 8 0 - 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積33,649㎡外 1 筆、合計面積70,008㎡

金額、年間215,000円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号 1 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野 3 2 4 - 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,614㎡外 1 1 筆、合計面積521,481㎡。

金額、年間1,566,000円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号 1 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野 3 2 4 - 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,614㎡外 1 1 筆、合計面積521,481㎡。

金額、年間1,566,000円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 8 から番号 1 3 については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 1 番・笛木君。

○1 1 番（笛木眞一君） 1 1 番、笛木です。

議案第 1 6 0 号、番号 8 から番号 1 3 について報告いたします。

1 2 月 1 7 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 1 番・笛木

君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号13まで、内容6件については原案可決されました。

続きまして、番号14と番号15を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野696の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積71,948㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年1月16日から令和18年1月15日。

金額、年間230,233円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号15については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号14と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号14から番号15については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笹木眞一君） 11番、笹木です。

議案第160号、番号14から番号15について報告いたします。

12月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笹木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号15まで、内容2件については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号16と番号17を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野1-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積60,779㎡外12筆、合計面積356,141.73㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、使用貸借

利用権等の期間、令和8年1月16日から令和18年1月15日。

金額、無償となっております。

なお、番号17については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号16と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

なお、番号16から番号17については嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第161号、番号16から番号17について報告いたします。

12月12日に現地調査を行ってまいりました。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この継続の使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号16から番号17まで、内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号18と番号19を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野48-3の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積1,150㎡外89筆、合計面積1,073,706㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、使用貸借

利用権等の期間、令和8年1月16日から令和18年1月15日。

金額、無償となっております。

なお、番号19については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号17と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

なお、番号18から番号19については甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第161号、番号18から番号19について報告いたします。

12月13日に現地調査を行ってまいりました。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この継続の使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号19まで、内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第161号、内容19件については原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第31回標茶町農業委員会総会に付議されました案件

の審議は、全部終了致しました。

第31回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前11時14分閉会)